

## 久留米大学における研究活動の不正行為防止規程

### (目的)

第1条 この規程は、久留米大学(以下「本学」という。)における「研究活動の不正行為」に対する申立て制度、不正行為防止のための教育・啓発活動及び当該研究活動に関わる資金配分機関等への報告等を定めることにより、本学における研究倫理の維持と向上に資することを目的とする。

なお、申立て制度については、学校法人久留米大学公益通報者の保護に関する規程の第7条に基づくものとする。

### (定義)

第2条 この規程において「研究活動の不正行為」とは、研究活動又はその研究の発表の過程における次の各号のいずれかに該当する行為(悪意のない誤り及び意見の相違によるものとみなされるものを除く)をいい、その用語の定義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行うことにより、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 研究費の不正使用 本学におけるすべての研究において、研究費(競争的資金及び講座・教室研究費等)の使用ルールを逸脱して、研究費を使用すること。

2 この規程において「研究者等」とは、本学において研究活動に従事する教職員、学生、その他本学の施設設備を利用するすべての者をいう。

### (研究者倫理総括責任者等)

第3条 本学に研究者倫理総括責任者(以下「総括責任者」という。)を置き、総括責任者は学長とする。

2 総括責任者の下に、研究者倫理副総括責任者(以下「副総括責任者」という。)を置くこととする。副総括責任者は学部長の中から、総括責任者が指名する。

### (研究活動の不正行為に対する申立て)

第4条 研究者等(その者が退職等により研究者等でなくなった場合を含む。第16条及び第17条において同じ。)は、大学において、研究活動の不正行為を発見したとき、又は研究活動の不正行為があると思慮するに至ったときは、申立書(別紙様式第1)により、副総括責任者に申立てを行うことができる。

### (申立て窓口)

第5条 前条の申立ては、内部監査室へ提出する。

2 内部監査室は、その申立書の内容に不備がないことを確認して受理する。

### (予備調査委員会の設置等について)

第6条 副総括責任者は、前条の規定により申立てを受理したときは、予備調査委員会を設置する。

2 予備調査委員会は、委員長及び委員若干名から組織するものとし副総括責任者

が指名する。

- 3 副総括責任者は必要と認めるときは、本学以外の者に委員を委嘱することができる。
- 4 予備調査委員会は、委員長が招集する。
- 5 予備調査委員会の事務は、内部監査室が行う。

(予備調査の通知等)

第7条 副総括責任者は、予備調査委員会が予備調査を実施することを決定した場合には、当該申立てをした者(以下「申立者」という。)及び申立ての対象となった者(以下「被申立者」という。)に対し、予備調査の開始を通知する。予備調査を実施しないことを決定した場合には、申立者に通知する。

- 2 副総括責任者は、関係する研究者等に対し、それらが保有する資料の保全を命令することができる。

(予備調査)

第8条 予備調査委員会は、予備調査を開始すべきか否かを検討し、その結果を副総括責任者に報告する。

- 2 予備調査を実施することを決定した場合には、予備調査委員会は、直ちに予備調査を開始しなければならない。
- 3 予備調査委員会は、第12条に規定する調査(以下「本調査」という。)の必要性の有無を判断するための調査(以下「予備調査」という。)を行う。
- 4 予備調査は、前条第2項の規定により保全された資料若しくは自ら収集した資料を精査し、研究者等から事情聴取することにより行う。
- 5 予備調査においては、被申立者に対して、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 6 予備調査委員会は、予備調査を開始した日から起算して原則45日を経過する日までに予備調査を終了し、その結果を書面にて申立者及び被申立者に開示するものとする。
- 7 申立者及び被申立者は、前項の規定により開示された予備調査の結果に不服があるときは、その予備調査結果が開示された日から起算して15日を経過する日までに不服申立書(別紙様式第2)を委員長に提出することができる。
- 8 予備調査委員会は、予備調査を開始した日から起算して原則60日を経過する日までに予備調査の概要、本調査の必要性の有無についての判断根拠等を記載した予備調査結果報告書を作成し、副総括責任者に提出しなければならない。但し、特に事由がある場合には期限の延長を認めるものとする。前項の規定により申立者及び被申立者から不服の申立てがあったときは、その不服申立書を併せて提出するものとする。

(予備調査の報告)

第9条 副総括責任者は、前条第8項の規定による予備調査委員会から本調査の必要性が認められたとの報告を受けたときは、速やかに総括責任者へ報告する。

- 2 総括責任者は、前条第8項の規定による予備調査委員会から本調査の必要性が認められなかったとの報告を受けたときは、その旨を予備調査に関係した全ての

者に通知するとともに、必要に応じて被申立者の不利益の発生防止のための措置を講ずる。

(本調査委員会の設置等)

第10条 総括責任者は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、本調査委員会を設置する。

2 本調査委員会は、申立て内容について、研究活動の不正行為があったかどうかの認定を行い、研究活動の不正行為があったと認定したときは、当該研究活動の不正行為に関わる者の特定、当該研究の不正行為の範囲の把握、必要な措置案の策定等を行う。

3 本調査委員会は、委員長及び委員若干名を以て組織するものとし、委員長及び委員は総括責任者が任命し、委員長は学部長等の中から選任する。

4 前項の規定にかかわらず、総括責任者が必要と認めるときは、本学以外の者を委員として委嘱することができる。

5 本調査委員会は、委員長が招集する。

6 本調査委員会の事務は、内部監査室が行う。

(本調査の通知等)

第11条 総括責任者は、本調査委員会を設置したときは、申立者及び被申立者に対し、調査の開始を通知する。

(本調査)

第12条 本調査委員会は、直ちに調査を開始しなければならない。

2 調査は、予備調査結果報告書又は自ら収集した資料を精査又は教職員等から事情を聴取することにより行う。

3 調査においては、被申立者に対して、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

4 本調査委員会は、調査を開始した日から起算して原則50日を経過する日までに調査を終了し、その結果を書面にて申立者及び被申立者に開示するものとする。

5 申立者及び被申立者は、前項の規定により開示された調査の結果に不服があるときは、その調査結果が開示された日から起算して10日を経過する日までに、不服申立書(別紙様式第2)を本調査委員会委員長に提出することができる。

6 本調査委員会は、調査を開始した日から起算して原則60日を経過するまでに本調査の概要、研究活動の不正行為があったかどうかの認定根拠等を記載した調査結果報告書を作成し、総括責任者に提出しなければならない。但し、特に事由がある場合には期限の延長を認めるものとする。前項の規定により申立者及び被申立者から不服の申立てがあった場合にあっては、その不服申立書を併せて提出するものとする。

(措置)

第13条 総括責任者は、前条第6項の規定による報告に基づき、研究活動の不正行為があったと認めたときは、その調査の概要等を公表し、当該研究活動の不正行為に係る研究成果等の修正勧告等の適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置決定は、必要に応じ研究者等の所属する部門の審議機関において決

定し、教職員の懲戒処分は学校法人久留米大学教職員就業規則による手続き、学生の処分は久留米大学学則による手続を経て行う。

3 総括責任者は、前条第6項の規定による報告に基づき、研究活動の不正行為があったと認められなかったときは、その旨を本調査に関係した全ての者に通知するとともに、必要に応じて被申立者の不利益の発生の防止のための措置を講ずる。

(関係者への協力依頼)

第14条 次の各号に掲げる者(以下この条件において「研究者倫理総括責任者等」という。)の区分に応じ、それぞれ当該次号に掲げる事項について関係者に協力を依頼することができる。

- (1) 副総括責任者 第7条第2項の規定による資料の保全
- (2) 予備調査委員会委員長 第8条第4項の規定による事情聴取
- (3) 本調査委員会委員長 第12条第2項の規定による事情聴取

2 前項の場合において研究者倫理総括責任者等は、前項の規定による依頼と併せて次条及び第17条に規定する事項についても協力を要請するものとする。

(被申立者に不利益をもたらす行為の禁止)

第15条 研究者等は、総括責任者が第13条第1項の規定に基づき講ずる措置を除き、被申立者に不利益をもたらす行為をしてはならない。

(協力義務)

第16条 研究者等は、予備調査委員会及び本調査委員会の調査等に協力しなければならない。

(秘密保持義務)

第17条 研究者等は、この規程による研究活動の不正行為の調査等に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

(教育・啓発活動について)

第18条 総括責任者は、学術研究のあらゆる面において不正行為を許さない環境を醸成するとともに研究者倫理を周知するために、教育・啓発活動に努める。

(当該資金配分機関等への報告について)

第19条 調査委員会報告については、調査された研究等の遂行にあてられた研究費の当該資金配分機関へ報告する。なお、被申立者が他の機関に在籍していた場合には当該所属機関へも報告する。

(本規程及び本規程以外の管理運営等について)

第20条 本規程及び本規程以外の取扱の詳細については、科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会作成の「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」に基づき管理運営等を行うものとする。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。